

災害時等における協力体制に関する協定書

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「甲」という。）及び公益社団法人東京青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区内での災害時に、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）が災害時体制に移行された場合において、甲、乙が包括的な連携のもと、甲のセンターにおける支援活動に関し、乙が迅速かつ総合的な支援活動の協力・相互に連携を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連携及び協力）

第2条 乙は、甲の要請に応じて次の活動を行う。

- （1）被災者の生活に関する支援・協力
 - （2）避難所及び被災者への支援物資の供給
 - （3）緊急事態宣言発令内容に対する周知作業
 - （4）その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力
- 2 センターを運営するために必要な資機材等の確保は困難な場合、甲は乙に資機材等を確保するための情報を求め、協力を依頼することができる。
- 3 センターを運営するためのスタッフが不足し運営に支障が生じた場合は、必要に応じ、甲は乙に協力を求めることができる。
- 4 甲乙がその組織、機能を活用し把握した被災状況やニーズについては、被災者支援に繋げるために、センターの管理のもと、情報を共有し連携を図ることとする。
- 5 その他、被災者支援活動を行ううえで協力体制が必要となった場合は、甲乙協議のもと、連携を図るものとする。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲、乙は、平常時より連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営ができるよう研修や訓練等に努める。

- 2 市外での災害発生時における情報収集、発信及びボランティア活動への支援について、必要に応じ、甲は乙に協力を求めることができる。
- 3 甲、乙は、平常時の連携強化に伴い、防災に関する取り組み及び取り組み予定について共有の機会を持ち、年度ごとの情報交換の機会を設ける。

（経費の負担）

第4条 本協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、活動に係る費用が特段必要な場合には、乙の要望により、甲乙間で費用負担割合について誠実に協議する。

（保険）

第5条 乙は、本協定に基づく被災者支援活動を行うにあたり、活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はセンター運営及び被災者支援活動に関わり知り得た個人情報には他に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第7条 当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相手方らに報告する。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この期間が満了する30日前までに甲乙それぞれから別段の意思表示がない時は、さらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和5年11月29日

甲 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

会 長 寺田晃弘



乙 公益社団法人東京青年会議所

理 事 長 下山田敬介

